

## 平成 19 年度事業計画

### I 法人運営関係

#### (1) 理事会及び評議員会の開催

理事会及び評議員会をそれぞれ 2 回開催する。

【通常会】5 月及び平成 20 年 3 月      【臨時会】 必要となったとき

#### (2) 広報事業

当財団の事業活動について周知を図るとともに、事業の円滑な実施のため新たにホームページを開設する。

### II 予防接種健康被害者保健福祉相談事業

厚生労働省からの補助事業として、次の事業を行う。

#### (1) 運営委員会開催

予防接種健康被害者及び家族に対する保健福祉相談事業を円滑に実施するため運営委員会を開催する。

〔開催予定〕 第 35 回（5 月下旬）

第 36 回（11 月中旬）

第 37 回（3 月中旬）

#### (2) 保健福祉相談員活動

##### ア 本部相談員の活動

認定前及び認定後の本人若しくは家族から健康被害や社会資源の利用等に関する電話相談を受け、必要に応じて家庭訪問も行う。また、地方相談員の活動をサポートするとともに、地方自治体の関連部局との連絡調整を図る。

##### イ 地方相談員の活動

在宅 1 級・2 級・3 級の健康被害者と入所中の健康被害者及び家族に対して家庭訪問を主体とした相談活動を行う。

##### ウ 事例検討会の開催

相談業務の充実を図るため、相談事例検討会を開催し、その成果を相談事業活動に活用する。

・委員 10 名程度（外部委員を含む。）      ・年 4 回程度開催

#### (3) 健康被害者家族等講習会開催

予防接種健康被害者及び家族に対する講習会を 2 会場にて開催する。

・開催地：北海道、大阪      ・受講者数：60 名程度

#### (4) 医師・理学療法士等派遣家庭訪問

医師・理学療法士による相談・援助を必要とする健康被害者（児）に対し、随時、医師・理学療法士等と本部保健福祉相談員、地元担当保健福祉相談員が家庭訪問を行う。

(5) 保健福祉相談員研修会等の開催

地方保健福祉相談員の相談活動に資するため、全国の保健福祉相談員を対象に研修会を開催する。

・開催地：東京                      ・受講者数：70名程度

(6) 指導誌発行

健康被害者及び関係者への理解を深めるため「手つなぎ」及び「家庭看護・介護シリーズ」を季刊誌として作成、配付する。(各1,000部)

(7) 施設調査

保健福祉相談活動に資するため、各種施設を随時調査する。

(8) 啓発普及

ア ガイドライン等を作成し、各都道府県・市町村及び医療従事者、保護者向けに無償配付する。

- ① 予防接種ガイドライン（医療従事者向け）      約5万部
- ② 予防接種と子どもの健康（保護者向け）      約40万部
- ③ インフルエンザガイドライン                      約4千部      など。

イ ホットライン電話相談

市町村等からの予防接種に関する専門相談を毎週2回（月曜日及び金曜日）専門医が電話で受ける。

### III 受託事業の実施

厚生労働省からの委託事業として予防接種従事者を対象とした研修会を開催する。

(1) 事業目的

予防接種に係る事故を未然に防止するため、予防接種の実施にあたっての基礎知識及び最新知識等の習得について研修を行う。

(2) 事業概要

ア 研修対象者

予防接種を実施する医師、保健師、看護師、及び都道府県・市町村の担当者

イ 開催地

- ・全国7地区：北海道、宮城、東京、愛知、大阪、岡山、福岡
- ・受講者数：2,200名程度

### IV 調査研究事業の実施

重症心身障害児（者）、てんかん患者のワクチン接種法と副反応に関する研究

(平成17～19年度、3ヵ年計画の3年度目)

## V 出版事業の実施

### 1 事業目的

医療担当者が安心して予防接種の実施を担われ、また、予防接種対象適齢児（者）の保護者等が予防接種についての正しい知識と理解を深められるよう、冊子を出版、販売する。

### 2 事業概要

- (1) 「予防接種ガイドラインの発行」（概ね10万部）
- (2) 「予防接種と子どもの健康」（概ね60万部）
- (3) 「インフルエンザ予防接種ガイドライン」の発行（概ね3万部）
- (4) その他文献集の発行